

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
	内閣官房は、当該国家資格試験業務を所管していない。	-	-	-						101001	全省庁	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	5026	5026001			(株)アイジー	1	B	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	国家資格試験の受付事務から採点処理・合否判定・通知業務までの一連の作業事務は、民間で十分に対応出来る内容であり、且つ効率、効果的な運用が大幅に改善できると鑑みず。	試験業務に付随する一切のアウトソーシングを事業主体として取組んでおります。	政府管掌でなくてはならない明確な理由が、見当たらないことと、民間に出来ない理由が明確でない事による国家資格試験の民間開放を要望致します。	全省庁で定められている国家試験ごとの、省令等により、公益法人、資格認定事業団体でしか、取り扱いが出来ないとなっているもの、各資格の業法および、法律	法律等で指定された資格認定事業者以外でも、取り扱いができる国家試験業務の事務請負の民間への開放および規制の緩和・撤廃を要望致します。
外務省設置法 内閣法	外国人の待遇に関しては、各省庁がそれぞれの施策を実施しているところであり、外務省において、関係行政機関との連絡調整をしている。	c		(外国人に関するそれぞれの施策については、「制度の現状」のとおり、関係省庁の取り組みや関係省庁連絡会議の開催により対応しているところであり、「小さく効率的な政府」の実現に向けた行政改革が進められている中で、新たな組織を設置することは困難である。)		ご回答によれば、外国人に関するそれぞれの施策については、「関係省庁の取り組みや関係省庁連絡会議の開催により対応しているところである」とあるが、「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」では、具体的などのような内容について検討議論がされているのか、また、外国人労働者の諸問題への認識については各省庁で温度差は無いのか、さらには「新たな組織を設置することは困難である」との回答が出されたが、外国人を含む全ての住民に対する諸課題に対し迅速な対応が必要な地方自治体において、国レベルでの外国人政策立案や政策調整を行い得る機関の存在が不可欠と考え、もし、新たな組織を設けないとすれば、今後、外国人に関する総合的な諸問題を取り扱う部署として、具体的などの省庁がその役割を担うのか、以上の点につき内閣官房として検討され、ご回答願いたい。		外国人に関するそれぞれの施策については、各省庁が、外国人政策という単一の観点からではなく、例えば在留資格等については入国管理政策、雇用状況等については雇用政策、生活については社会保障政策や教育政策等といったそれぞれの政策を遂行している中で実施しているところである。また、既に回答したとおり、外務省や外国人労働者問題関係省庁連絡会議において、関係省庁間の連絡調整や意見交換等が行われているところであり、「小さく効率的な政府」の実現に向けた行政改革が推進されている中で、新たな組織を設置することは困難である。	101002	内閣官房・外務省	外国人に関する総合的な政策推進体制の整備	5057	5057005			外国人乗住都市会議 産長 四日市市長 井上哲夫	5	A	外国人に関する総合的な政策推進体制の整備	日本経団連の提言(2004年4月20日付「外国人受け入れ政策に関する提言」)における「国と地方自治体が一体となった整合性のある施策の推進」で提言されているような、外国人の受け入れに関する政策と在任外国人に関する政策の総合調整する組織を内閣官房あるいは内閣府に設置するとともに、将来的には、外国人政策に関する政策を一元的に担当する省庁(例えば「外国人庁」あるいは「多文化共生庁」)を設ける。		国、都道府県及び市町村が、一体となって外国人政策に取り組みめるようには、縦割りの省庁の構造のままでは困難であって、政府内部に外国人政策を一元的に扱い、省庁間の調整を行う組織を設置することが重要である。	内閣法及び外国人労働者問題関係省庁連絡会議(覚書)		
	国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定される場合は、現地での会場借料、電話料等の使用が予定されることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出負担行為担当官に任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行っているところであり、クレジットカードによる支払業務については、国内における物品購入や職員の出張に伴う費用の支払については、既設の会計機関が適切に処理をされていることから、クレジットカードによる支払は考えては	d		国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定されることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出負担行為担当官に任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行っているところであり、クレジットカードによる支払業務については、国内における物品購入や職員の出張に伴う費用の支払については、既設の会計機関が適切に処理をされていることから、クレジットカードによる支払は考えては		要望元からの下記意見を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。海外における調達・支払業務において既にクレジットカード決済を導入したいという内容は理解できる。しかし、今回要望している内容は、諸外国のように国内における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムを活用したコスト削減や業務効率化である。既に既存の会計機関により適正な運用が行われていることであるが、再度クレジットカードによる支払業務については、国内の調達・支払業務についてもご検討いただきたい。また、金融庁・財務省からの回答にある通り、「物品調達・物品管理、謝金、諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」により、物品調達・支払業務が電子化される予定であれば、その計画の中でクレジットカードシステムの導入についてもご検討いただきたい。		国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定されることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出負担行為担当官に任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行っているところであり、クレジットカードによる支払業務については、国内における物品購入や職員の出張に伴う費用の支払については、既設の会計機関が適切に処理をされていることから、クレジットカードによる支払は考えては	101003	全省庁	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	5075	5075002			クレジットカード普及連絡会(クレジットカード別紙参加カード会社社名一覧ご参照)	2	A	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	諸外国と同様にクレジットカードシステムを導入した。政府における物品購入・支払業務を実現し、政府の物品調達・支払に際してはコスト削減や業務プロセスの効率化を実現していきたい。については、会計法や予算決算及び会計令等において、本要望を妨げる規定がある場合は、その規定をご指摘いただくとともに制度を改正いただきたい。	各府省庁において実施されている、物品調達・支出の一連の業務プロセスにクレジットカードシステム(政府購買専用カードの発行、決済スキームの活用、共同アウトソーシングシステムの構築等)を導入する。まずは、いくつかの府省庁で実証実験を行い効果を確認。効果が認められた場合は、その他の府省庁に順次拡大する。	諸外国では、既にクレジットカードシステムを導入し、政府物品調達・支払業務におけるコスト削減・効率化において大きな成果を上げている。米国では年間14億ドル、イギリスでは年間1億ドルのコスト削減効果があると推定されている。従って、日本においても物品調達・支払業務にクレジットカードシステムを導入することによる、コスト削減・効率化効果が見込めるものと考え、関係府省において検討をお願いしたい。	会計法(第10条～第28条)、予算決算及び会計令(第36条～第63条)、契約事務取扱規則(第1条～第27条)	【ご参考】クレジットカードシステムを導入している諸外国]米国、イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、オーストラリア、香港、韓国、ニュージーランド、シンガポール、台湾、タイ、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、コストリカ、ペルー、コロンビア等。物品調達に限定するものではなく、政府からの様々な支出においてクレジットカードシステムを導入している国々	
		-	-			要望元から以下のよう再意見が寄せられていますので再検討をお願いします。(1)国家公務員法第103条第2項で「職員は、退職後2年間は、営利企業との関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。」としていますが、2年間で済むことと根拠があるわけではなく、また再就職による関連企業等への利益誘導事例が先般日本道路公団を舞台にありました。役員者については年限を設けずに禁止することが必要事例です。例えば、財務省の役員者が、現に「J」の役員者として天下っています。例えば「J」会長は財務省元元計局長であり、副社長の一人は元元幣局長であるなど、行政機関が管理監督権限を有する企業に迂回して就職していることは、適者を生み、利益誘導を有する可能性が否定できないので、行政の公平性を損なわせないために、天下りによる関連企業等への利益誘導が絶対に起こらないような保証制度が創設されない限り、役員者については年限を設けずに禁止することが必要です。(2)省庁の幹部職員が、定年前に辞め、退職後関係のある企業に就職する		昨年未に関連決定された「行政改革の重要方針」において、「独立行政法人、特許法人、認可法人及び国と特に密接な関係を持つ公益法人の役員への国家公務員出身者の選任・就任に関する累次の関連決定等の遵守、早期退職慣行の是正の計画的推進など、適切な退職管理に引き続き取り組む」こととされており、内閣官房としても、本決定の趣旨を踏まえ、適切に対応したい。	101004	全省庁	行政機関の役員退職者等が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	5110	5110014			特定非営利活動法人「子ども無縁環境を推進協議会」	14	A	行政機関の役員退職者等が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	行政機関(例えば財務省)の退職者(役職)の、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体(例えば「J」や「たばこ協会、販売組合」)に就職することは、天下りであって適者を生み、行政の公平性を損なうので、禁止することが必要である。	行政と、管理監督される側は、天下りなど人事を通して適者の事例が多いため、公平性と透明性のために、禁止が必要である。	近年、最近も、天下りによる不祥事が多(見られることから、この禁止が行政改革上からも必須である。	人事院等の法令		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
民法第466条第2項	契約当事者が反対の意思表示をした場合には債権譲渡を行うことができない。(民法第466条第2項)	d		平成17年1月から、債権譲渡対象を特定目的会社等に拡大している。		省庁間での統一した対応を願いたい。	d		平成17年1月から、債権譲渡対象を特定目的会社等に拡大している。	101005	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006			社団法人リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		
	コンプライアンス監査システムの導入について規制は行っていない。	-	-	現在、コンプライアンス監査システムの導入について規制は行っていないが、今後制度が整備された際には、適切に対応する。						101006	全省庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価、コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があつてからの対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	なし		
	行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画(2005年(平成17年)8月24日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)により、電子申請システムについては、国民等利用者の利便性向上の観点から見直しが行われている。	-	-	電子申請等受付業務については、行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画にのっとり、今後も適切に対応していく。						101007	全省庁	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	電子的な手続きを躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考え、即ち、現在のように全ての手続きに一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味のうえ、問題なしとされる手続きには公的認証なしで簡易に手続きができるような検討を早期にお願したい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続きに伴う必要な確認等の安全を十分考慮したうえでという条件付にはなるが、これにより多くの利用者にとりオンライン手続きが非常に身近なものとなり実利用の飛躍的な伸びにつながるものと考え、また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。		現在利用が進まないオンライン手続きに幅広く利用者呼び込むために、「簡易」に利用できる手続きへの見直し・仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続きの普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのコースも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。		
		-	-	予算要求時に反映できるような電子申告・納付については該当がないが、今後、要望事項にあるような電子申告・納付を業務を行う場合には、適切に対応していく。						101008	全省庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合的なワンストップサービス整備事業(申請・届出窓口の一元化・電子化)のように各省庁の予算要求時等に既存の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化しての計画立案と事後評価を確実に実施して欲しい。すなわちモデル事業を現行の予算編成を改革するための試行事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のためにも幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討いただきたい。				